

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	KNT-CTホールディングス株式会社		コード	9726
提出日	2022/5/23	異動（予定）日	2022/6/14	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。独立役員である社外監査役の河崎雄亮氏が定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、新たに社外取締役を選任される予定であり、選任後独立役員に指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	高橋 洋	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
2	堀 泰則	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
3	河崎 雄亮	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
4	米田 宗弘	社外監査役				△		△				△	△						
5	若松 敬之	社外監査役				△		△				△	△						

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の高橋 洋氏は、株式会社日本経済研究所の取締役社長を務めており、2021年度中において、当社グループと当社との間では当社グループの新規事業に関するコンサルティング契約の取引を行っております。しかしながら、当該取引の金額は、当社の「社外役員の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断しております。	高橋 洋氏は、長年にわたり株式会社日本政策投資銀行で金融業務に携わり、株式会社日本経済研究所の取締役社長および飯野海運株式会社監査役（社外）を務めております。豊富な経験と高い識見を有することから、社外取締役として適任であると判断いたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できることから、独立役員としての職務を十分に果たすことができると考えております。
2	社外取締役の堀 泰則氏は、当社と旅客あつ旋等について協定を締結した宿泊、運輸機関および観光施設で構成する団体「KNT-CTパートナーズ会」の会長を務めており、当社グループと同団体との間には、旅客誘致等に関する協力関係があります。しかしながら、当該取引の金額は、当社の「社外役員の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断しております。	堀 泰則氏は、株式会社ひだホテルプラザの取締役会長であります。長年にわたりホテル経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い識見を有することから社外取締役として適任であると判断いたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できることから、独立役員としての職務を十分に果たすことができると考えております。
3	社外取締役の河崎雄亮氏は、有限責任あずさ監査法人の出身であり、当社は同法人との間で監査契約等の取引を行っております。	河崎雄亮氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として幅広い経験と高い識見を有することから、社外取締役として適任であると判断いたしました。有限責任あずさ監査法人出身ではありますが、当社および当社の特定関係事業者の監査業務に関与したことはありません。このため、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく独立役員としての職務を十分に果たすことができると考えております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。